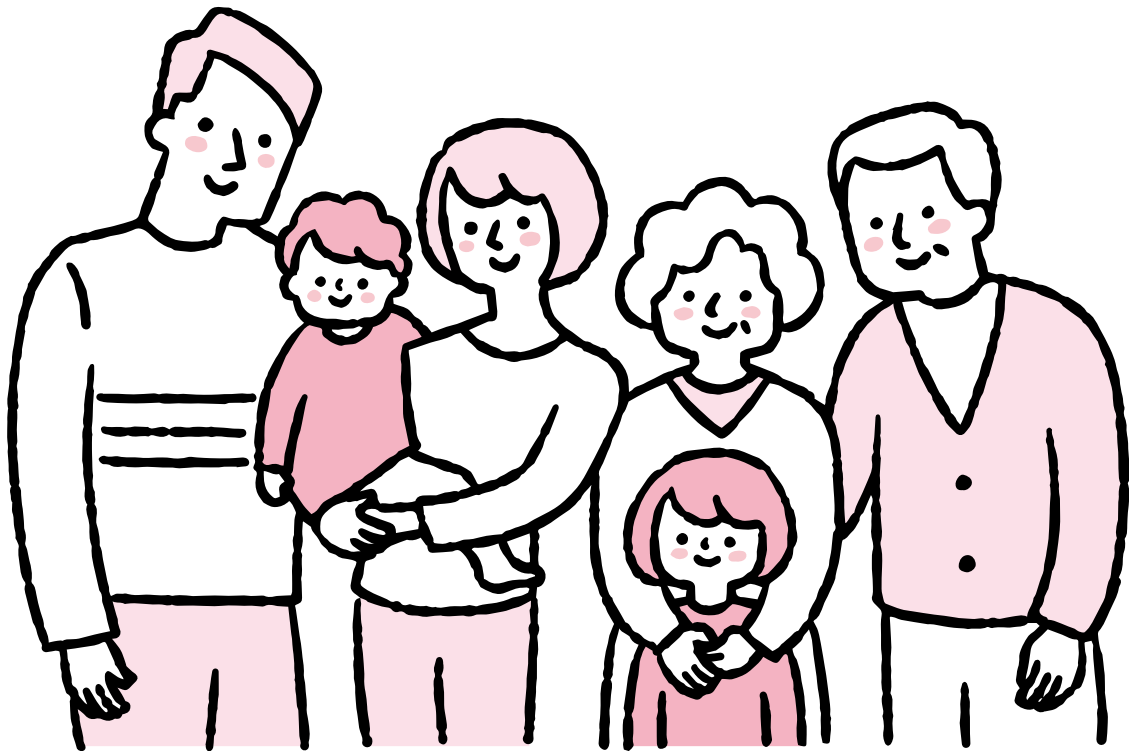


よなごの国保



子ども・子育てを社会全体で支える仕組みとして

子ども・子育て支援金制度が始まります

令和8年度
から

国の子育て支援を拡充するため、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料など、加入している医療保険の保険料とあわせて「子ども・子育て支援金」を納付していただくことになります。納付された支援金は、「児童手当の拡充」「妊婦10万円給付」「育休手取り10割」「時短勤務給付」「こども誰でも通園制度」などの子育て支援施策に使われます。

【制度に関するお問い合わせ先】 こども家庭庁コールセンター（☎0120-303-272）

「子ども・子育て支援金制度」って何ですか？

すべての世代や企業の皆さんから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える、国の制度です。

なぜ、独身や高齢者も支払うのですか？

子どもはやがて社会保障制度の担い手となることから、子育てを支える制度はすべての方にメリットがあるため、独身や高齢者も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

支援金により負担が増えるのですか？

支援金の導入にあたっては、国が社会保障の歳出改革を行うことで保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。

令和8年5月1日

米子市国民健康保険に加入の方へ

国民健康保険料の料率が決定しました

令和8年度から、保険料に「子ども・子育て支援納付金分」が追加されます。これに伴う負担増を抑えるため、基礎賦課分の料率を引き下げる調整を行いました。これにより、一部の方を除き、所得などの条件が同じであれば保険料はほぼ前年度並みに据え置かれます。あわせて、基礎賦課分の賦課限度額が1万円引き上げられました。

区分		令和7年度	令和8年度	増減
基礎賦課分	所得割額	7.95%	7.64%	▲ 0.31%
	均等割額	26,000円	25,058円	▲ 942円
	平等割額	25,500円	24,604円	▲ 896円
	賦課限度額	66万円	67万円	+ 1万円
後期高齢者支援金等分	所得割額	2.55%	2.55%	変更なし
	均等割額	8,800円	8,800円	
	平等割額	8,300円	8,300円	
	賦課限度額	26万円	26万円	
介護納付金分 (40歳～64歳の方)	所得割額	2.44%	2.44%	変更なし
	均等割額	10,500円	10,500円	
	平等割額	5,600円	5,600円	
	賦課限度額	17万円	17万円	
子ども・子育て支援納付金分 (18歳未満の方は均等割の賦課なし)	所得割額	新設	0.31%	+ 0.31%
	均等割額		942円	+ 942円
	平等割額		896円	+ 896円
	18歳以上均等割額		86円	+ 86円
	賦課限度額		3万円	+ 3万円

国民健康保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬に郵送します

保険料の軽減を受けられる対象範囲が広がります

令和8年度から、世帯所得に応じた国民健康保険料の軽減（5割・2割軽減）を受けられる対象範囲が広がります。判定基準となる所得額の算出において、被保険者1人あたりの加算額が「31万円（5割軽減）」および「57万円（2割軽減）」にそれぞれ引き上げられます。

軽減割合	世帯の総所得金額等の区分
7割軽減	43万円 + [10万円 × (給与所得者等の数 - 1)] 以下
5割軽減	43万円 + [10万円 × (給与所得者等の数 - 1)] + [31万円 × 被保険者等の数] 以下
2割軽減	43万円 + [10万円 × (給与所得者等の数 - 1)] + [57万円 × 被保険者等の数] 以下

※「被保険者等の数」… 被保険者と特定同一世帯所属者の数の合計数

※「給与所得者等の数」… 一定の給与所得者と公的年金所得者の数の合計数

※「特定同一世帯所属者数」… 国保から後期高齢者医療制度の被保険者になった方で、以後世帯主が変わることなく継続してその世帯にいる者の数

鳥取県後期高齢者医療制度に加入の方へ

後期高齢者医療保険料の料率が決定しました

令和8年度から、国民健康保険と同様に、後期高齢者医療においても新たに「子ども・子育て支援金制度」が導入されます。このことに伴い、保険料に「子ども・子育て支援納付金分」が追加されます。また、保険料の「医療分」の料率は据え置かれますが、賦課限度額が5万円引き上げられます。

昨年度（令和7年度）の保険料

医療分
(限度額 80万円)

※「均等割額」+「所得割額」で計算
※均等割額は、被保険者1人あたり 52,138円
※所得割額は、賦課のもととなる所得金額の 10.64%

↓

今年度（令和8年度）の保険料

医療分
(限度額 **85万円**)

※「均等割額」+「所得割額」で計算
※均等割額は、被保険者1人あたり 52,138円（昨年度と同じ）
※所得割額は、賦課のもととなる所得金額の 10.64%（昨年度と同じ）

+

新設

子ども・子育て支援納付金分
(限度額 2万1千円)

※「均等割額」+「所得割額」で計算
※均等割額は、被保険者1人あたり 1,363円
※所得割額は、賦課のもととなる所得金額の 0.25%

後期高齢者医療保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬に郵送します

保険料の軽減を受けられる対象範囲が広がります

令和8年度から、世帯所得に応じた後期高齢者医療保険料の軽減（5割・2割軽減）を受けられる対象範囲が広がります。判定基準となる所得額の算出において、被保険者1人あたりの加算額が「31万円（5割軽減）」および「57万円（2割軽減）」にそれぞれ引き上げられます。

軽減割合	世帯（同一世帯の被保険者全員と世帯主）の総所得金額等の区分
7.2割軽減 (医療分)	43万円+〔10万円×（給与所得者等の数－1）〕以下
7割軽減 (子ども分)	
5割軽減 (医療分・子ども分に適用)	43万円+〔10万円×（給与所得者等の数－1）〕+〔 31万円 ×被保険者の数〕以下
2割軽減 (医療分・子ども分に適用)	43万円+〔10万円×（給与所得者等の数－1）〕+〔 57万円 ×被保険者の数〕以下

※給与所得者等の数が0人の場合は、1人として計算します。
※65歳以上の方で、公的年金所得がある場合は、15万円を控除した額が軽減判定所得になります。

健診で生活習慣病を予防！

生活習慣病は、自覚症状がないため静かに進行します。重症化しても気付かない場合があり、要介護状態や認知症の原因になるなど生活の質が低下することは避けられません。また、生活習慣病の治療は長期に及ぶことが多く、体の負担だけでなく、お金や時間も費やしてしまいます。生活習慣病の予防・重病化予防のためにも、年に1回は健康状態のチェックを習慣づけましょう！

▶対象者

米子市国民健康保険に加入されている方

▶実施期間

7月～12月末(11～12月は混雑が予想されるので、お早めの受診をおすすめします)

▶内容

問診、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査(血糖、血中脂質、肝機能、腎機能)など

▶自己負担金

500円

令和8年度は、鳥取県内共通のロゴマークで健診をPRしていきます！

※「鳥取の健診」としてテレビコマーシャルも放映予定です。(時期未定)



健康がい～な講演会を開催します

特定健康診査・人間ドックの実施にあたり、ご自身の健康を考えていただく機会として開催します。ご参加をお待ちしています。

▶とき

令和8年8月4日(火) 午後1時15分

▶ところ

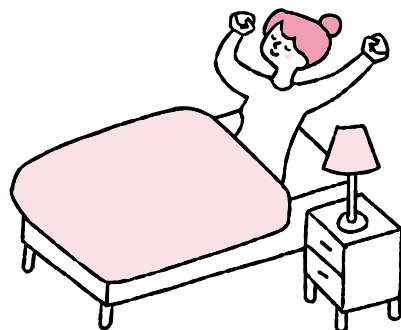
米子市役所本庁舎4階 401会議室

▶講師

のむらニューロスリープクリニック 野村 哲志 先生

▶テーマ

「睡眠から考える健康」



米子市国民健康保険・後期高齢者医療制度のお問い合わせ先

▶国保の資格確認書や保険料の計算

保険年金課 (☎ 0859-23-5122)

▶国保の高額療養費などの給付

保険年金課 (☎ 0859-23-5126)

▶国保の特定健康診査や人間ドック

保険年金課 (☎ 0859-23-5407)

▶後期高齢者医療制度

保険年金課 (☎ 0859-23-5122)

▶保険料の納付相談

収納推進課 (☎ 0859-23-5124)

▶保険料の口座振替

収納推進課 (☎ 0859-23-5161)

国民健康保険料は安心・便利な口座振替をおすすめしています